

黒部市内で引越された皆様へ

黒部市役所
TEL(代表) 0765-54-2111

市内で引越された方で下記に該当される方は、担当課にて手続きを行ってください。

	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課
マイナンバーカード、住民基本台帳カード 電子証明の交付を受けている方	カードの新住所の裏書 住民基本台帳カード、マイナンバーカードの 継続利用手続き 電子証明は失効します	裏書→マイナンバーカード、住民基本台帳 カード マイナンバーカード、住民基本台帳カードの 継続利用→マイナンバーカード、既に登録 されている暗証番号	市民環境課(1階)
犬を飼っている方	犬の登録事項を変更します	現在の鑑札	
国民健康保険の加入者の方	被保険者証の住所欄を書換えます	健康保険被保険者証 マイナンバーがわかる書類、本人確認書類	保険年金課 (1階)
国民年金の加入者の方	住所変更届をしてください	年金手帳	
後期高齢者医療制度の加入者の方	被保険者証の住所欄を書換えます	後期高齢者被保険者証	
こども医療受給者証をお持ちの方	受給者証の住所欄を書換えます	今までの受給者証	こども支援課 (1階)
重度心身障害者等医療受給者証をお持ちの方	受給者証の住所欄を書換えます	今までの受給者証	
ひとり親医療受給者証をお持ちの方	受給者証の住所欄を書換えます	今までの受給者証	
保育所・幼稚園に通うお子さんがおられる方	住所変更届をしてください	マイナンバーがわかる書類	こども支援課 (1階)
児童手当を受給されている方		なし	
児童扶養手当などを受給されている方		児童扶養手当証書、認印	
市内小中学校に通うお子さんがおられる方	住所変更届をしてください	なし	学校教育課 (2階)
介護保険被保険者証をお持ちの方	住所変更届をしてください	今までの介護保険被保険者証	福祉課 (1階)
身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳、認印	
上下水道使用を開始・中止をされる方	上下水道の使用について届出をしてください ※使用開始の際は使用開始日の前営業日ま でにお申し込みください	手数料	上下水道経営課(2階)
ケーブルテレビを視聴しておられるご家庭	視聴場所の変更手続きをしてください	認印	企画情報課(3階)
防災行政無線戸別受信機をお持ちの方	地区が変わる場合は、戸別受信機の設定変 更が必要です ※担当課まで機器を持参くだ さい	戸別受信機	総務課 防災危機管理班 (3階)